

令和7年7月17日

1号特定技能外国人新任運転者研修に係る修了証書交付要領

(公社)日本バス協会

(目的)

第1条 本要領は、特定活動期間中またはその他の在留資格による外国人が、道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第三条に基づく旅客自動車運送事業（一般乗用旅客自動車運送業を除く。）を営む事業者（以下「修了証書交付申請事業者」という。）において、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき自動車運送業分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件（令和6年国土交通省告示第1362号）における新任運転者研修を修了したことに関する証明書の交付について必要な事項を定めることを目的とする。

(修了証書)

第2条 修了証書【第1号様式】は、公益社団法人日本バス協会が定めた「1号特定技能外国人新任運転者研修の効果測定の基準【第2号様式】」（以下「チェックリスト」という。）に記載の事項に係る知識及び技能を全て習得しており、1号特定技能外国人新任運転者研修を修了したことを証明するものをいう。

(修了証書の事務・交付責任者)

第3条 修了証書に関する事務・交付等は、公益社団法人日本バス協会が行う。

(修了証書交付対象者)

第4条 修了証書の交付対象者は、第1条に規定する修了証書交付申請事業者とする。

(交付申請)

第5条 修了証書の交付申請は、修了証書交付申請事業者が修了証書交付申請書【第3号様式】をチェックリストとともに公益社団法人日本バス協会に提出する。

(申請の不備)

第6条 修了証書交付申請事業者から提出された修了証書交付申請書又はチェックリストに記載の不備があった場合には、申請を受け付けない。

(修了証書の交付)

第7条 公益社団法人日本バス協会は、修了証書交付申請事業者から提出された修了証書交付申請書及びチェックリストの修了状況等を審査し、その結果、外国人運転者がチェックリストに定めた基準を修了証書交付申請事業者において修了されたことが確認できた場合には、修了証書交付申請書が到着した日から14日以内に修了証書交付申請事業者に対して修了証書を交付する。